

# 松山市こども計画について ～施策体系(案)～

令和6年10月1日

こども  
まんなか

## ▼施策体系(案)

＜事務局素案：令和6年度第2回子ども・子育て会議にて提示＞

基本方針	推進施策
<p>1 こどもの権利を尊重し、社会全体で子ども・若者を育てる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶こどもの権利について、子ども・若者だけでなく子育てに関わる者を始めとするすべての大人に対しても広く周知し、社会全体で共有する</li> <li>▶子ども・若者が安心して意見を表明できる場や機会を提供し、意見を反映する仕組みを整える</li> <li>▶仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進する</li> <li>▶子ども・若者・子育て当事者にやさしい社会づくりのための啓発や環境整備、情報発信を行い、社会全体で子ども・若者を育てるという気運を醸成する</li> </ul>
<p>2 子ども・若者の健やかな育ちを支える</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶多様な体験活動や学びを通して幸せな状態で成長できるよう、子ども・若者の視点に立った居場所づくりを推進する</li> <li>▶教育・保育の環境整備を進め、一人一人の健やかな成長を支える</li> <li>▶ライフステージを通して必要な支援を、関係機関が連携し、切れ目なく提供する</li> </ul>
<p>3 子ども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶こどもの貧困を行政や地域など社会全体で解決し、社会的自立に向けて支援することで貧困の解消、貧困の連鎖を断ち切る</li> <li>▶障がいや医療的ケア等の理由から支援を必要とする子ども・若者について、関係者の連携体制を強化して適切な支援・サービスにつなげる</li> <li>▶社会的養護を必要とする子ども・若者が、心身ともに健やかに養育されるよう、多職種・関係機関の連携による自立支援を進める</li> </ul>
<p>4 若者が自ら希望するライフプランの実現を後押しする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶心や身体に関する必要な情報や正しい知識を身に付け、自身の健康に必要なサポートを受けられるよう情報提供や相談支援を行う</li> <li>▶多様な価値観が尊重されることを大前提とし、結婚や出産を望む人に対して希望に応じた支援を進める</li> <li>▶主体的に自らのライフデザインが描けるよう、キャリア形成支援やライフプランニング教育を推進する</li> </ul>
<p>5 安心して子育てできるよう子育て当事者を支援する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶子育て当事者が経済的な不安や孤立感を抱かず、ゆとりを持って子どもと向き合い、安心して子育てできるよう支援する</li> <li>▶ひとり親が抱える課題や個別ニーズに対応し、当事者に寄り添った支援を行い、生活の自立・安定・向上を図る</li> <li>▶ニーズに応じた様々な子育て支援を推進し、関係機関と連携・協働して子育て家庭を支える</li> </ul>

## ＜各委員からのご意見＞

ご意見		対応方針
基本方針2	推進施策の1点目(居場所づくりの推進)と2点目(教育・保育の環境整備)の順番を入れ替えてはどうか。	教育・保育環境も、乳幼児にとっての居場所の1つであると認識しており、ニーズ調査やアンケート等での意見も多かった居場所づくりの推進を、当初の事務局案のとおり、最初に掲げます。
基本方針3	貧困だけでなく、「虐待やいじめ、暴力等」からも子どもを守る内容を追加してはどうか。	ご意見のとおり、追加します。
基本方針3 基本方針5	放課後児童クラブのニーズが高まっていることから、基本方針3又は5で、放課後や夏休みなどの長期休暇等の「こどもの居場所の確保」に向けた整備の内容を追加してはどうか。	こどもの視点から見ると、基本方針2に該当し、「居場所づくりを推進する」の中に、整備の意味も含まれています。

各委員のご意見に加え、推進施策と各事業との関係性をより分かりやすくするため、各推進施策に見出しを設定するとともに、内容を次ページのとおり修正。

## ＜事務局修正案＞

基本方針	推進施策	概要
1 こどもの権利を尊重し、 社会全体で こども・若者を育てる	1-1 こども・若者の 意見表明の推進	こどもの権利について、すべての大人に対して広く周知を行い、社会全体でこどもの権利を保障し、こども・若者が安心して意見を表明できる場や機会を提供し、意見を反映する仕組みを整えます。
	1-2 仕事と子育ての 両立支援	男性と女性が、ともにキャリア形成と子育てを両立できる環境づくりを推進します。
	1-3 こどもまんなか 社会の推進	こども・若者・子育て当事者にやさしい社会づくりのための啓発や環境整備、情報発信を行い、地域や企業を含む社会全体で、安全・安心してこどもを育て、若者の自立を支える仕組みを推進します。
2 こども・若者の 健やかな育ちを支える	2-1 こども・若者の 居場所づくり	こども・若者が多様な体験活動や遊び・学び、様々な人との関わりを通して、心身ともに健やかに成長できたり、生き抜く力を得ることができるといった幸せな状態で成長できるよう、こども・若者の視点に立った安全で安心できる居場所づくりを推進します。
	2-2 教育・保育の 環境整備	一人一人の健やかな成長を支えるため、教育・保育の環境整備を進めます。
	2-3 ライフステージに 応じた 切れ目ない支援	ライフステージを通して、健やかな成長と自己肯定感を育み、こども・若者の成長・自立に必要な支援を、関係機関が連携して切れ目なく提供します。

基本方針	推進施策	概要
3 こども・若者を 誰一人取り残さず 重層的に支援する	3-1 養育支援	社会的養護を必要とするこども・若者が、心身ともに健やかに養育されるよう、関係機関と連携し、安定的・継続的に自立に向けて支援します。
	3-2 貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策	こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るとともに、虐待の早期発見・対応、ヤングケアラーへの支援、性犯罪や性暴力等から守るよう、相談窓口の設置や関係機関との連携を強化します。
	3-3 障がい、医療的ケア等支援	障がいや医療的ケア等の理由から支援を必要とするこども・若者に、関係者の連携体制を強化して適切な支援・サービスにつなげます。
	3-4 いじめ、不登校、自殺対策	いじめや不登校など、こども・若者が抱える困難や課題について、関係機関が連携し、必要な支援を提供します。
4 若者が自ら希望する ライフプランの実現を 後押しする	4-1 心身の健康向上	若者がどのようなライフステージでも健康的に生活できるよう、心や身体に関する必要な情報や正しい知識を身に付け、自身の健康に必要なサポートを受けられるための情報提供や相談支援を行います。
	4-2 出会い、結婚支援	多様な価値観が尊重されることを大前提としつつ、結婚や出産を望む人に対して、希望に応じた支援を進めます。
	4-3 就労、ライフプランニング支援	若者が主体的に自らのライフデザインが描けるよう、キャリア形成支援やライフプランニング教育を推進するとともに、将来の新たな挑戦を応援します。
5 安心して子育てができるよう 子育て当事者を支援する	5-1 子育て世帯への経済的負担軽減	子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、過度な使命感や負担を抱かず、ゆとりを持ってこどもと向き合い、安心して子育てができるよう支援します。
	5-2 ひとり親家庭の自立促進	ひとり親が抱える課題や個別ニーズに対応し、当事者に寄り添った支援を行い、就労支援や養育費に関する相談など、生活の自立・安定・向上を図ります。
	5-3 関係機関と連携した相談体制の構築	窓口や電話、訪問など多様な手段により、子育て当事者の子育て等に関する相談に対応し、関係機関と連携・協働し、必要な支援に繋がります。

# 「松山市子ども計画」施策体系(案)

～参考～

## 各推進施策と「子ども大綱記載事項との関係性」

基本方針	1 子どもの権利を尊重し、社会全体で子ども・若者を育てる
推進施策	1-1 子ども・若者の意見表明の推進 1-2 仕事と子育ての両立支援 1-3 子どもまんなか社会の推進
子ども大綱記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>★多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子ども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。</li> <li>★「子どもとともに」という姿勢で、子どもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しする。</li> <li>★子ども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容を広く周知し、社会全体で共有を図る。</li> <li>★子ども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。</li> <li>★困難な状況に置かれた子ども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくい子どもや若者等について十分な配慮を行いつつ、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。</li> <li>★子どもや若者、子育て当事者が、安全に安心して意見を述べる場や機会をつくり、その意見の子ども施策への反映状況をフィードバックし、社会全体に広く発信し、子ども施策の質を向上させるとともに、更なる意見の表明・参画につながる好循環をつくる。</li> <li>★関係者の職場環境や活動環境等の改善、多様な人材の確保・養成、専門性や質の向上、メンタルケアなどを充実させる。</li> <li>★共働き・共育を推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。</li> <li>★子ども・若者や子育てをめぐる問題は日本の未来に関わるという意識を持ち、子どもや家族が大事にされるよう、社会全体の構造や意識を変えていく。</li> <li>★子育て当事者の女性と男性が相互に協力しながら子育てをすることができ、自己実現を図りつつ、それを職場が応援し、地域社会全体で支援するよう取り組む。</li> <li>★子育て当事者が、共働き・共育を実現するために必要な情報や支援が得られるようにする。</li> </ul> <p>◎子ども・若者が権利の主体であること社会全体での共有      ◎子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消</p> <p>◎子ども・若者の性犯罪・性暴力対策      ◎犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備</p> <p>◎共働き・共育の推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大      ◎子ども・若者の自殺対策</p> <p>◎インターネット利用に関する環境整備</p> <p>○社会参画や意見表明の機会の充実      ○多様な声を施策に反映させる工夫</p> <p>○社会参画・意見反映を支える人材の育成      ○子ども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究</p> <p>○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備      ○子ども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援</p> <p>○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信</p> <p>○子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革</p>

# 「松山市子ども計画」施策体系(案)

基本方針	2 子ども・若者の健やかな育ちを支える
推進施策	2-1 子ども・若者の居場所づくり
	2-2 教育・保育の環境整備
	2-3 ライフステージに応じた切れ目ない支援
子ども大綱 記載事項	<p>★子ども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。</p> <p>★乳幼児期からの安定した愛着(アタッチメント)の形成を保障するとともに、全ての子ども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、幸せな状態で成長し、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。</p> <p>★関係機関や団体が密接にネットワークを形成し協働しながら、一体となって、子ども・若者や子育て当事者を支える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎多様な遊びや体験機会の創出</li> <li>◎生活習慣の形成・定着</li> <li>◎切れ目のない保健・医療の提供</li> <li>◎居場所づくり</li> <li>◎妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保</li> <li>◎子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実</li> <li>◎子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等</li> <li>◎体罰や不適切な指導の防止</li> <li>◎校則の見直し</li> <li>◎高等教育の修学支援、高等教育の充実</li> <li>◎悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実</li> <li>◎小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実</li> </ul>

# 「松山市子ども計画」施策体系(案)

基本方針	3 子ども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する
推進施策	3-1 養育支援
	3-2 貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策
	3-3 障がい、医療的ケア等支援
	3-4 いじめ、不登校、自殺対策
子ども大綱 記載事項	<p>★成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。</p> <p>★虐待、いじめ、暴力等から子どもを守り、救済する。</p> <p>★困難な状況にある子ども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。</p> <p>★課題を抱える子ども・若者への支援に加え、保護者への支援を始めとする成育環境や社会的養護への対応も含め、重層的にアプローチする。</p> <p>★子ども・若者や家庭が、必要な情報を得られ、必要な支援を受けられるよう、関係機関が連携し、当事者に寄り添いつつ、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届ける。</p> <p>◎慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援</p> <p>◎子どもの貧困対策</p> <p>◎障害児支援・医療的ケア児等への支援</p> <p>◎児童虐待防止対策等の強化</p> <p>◎ヤングケアラーへの支援</p> <p>◎社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援</p> <p>◎非行防止と自立支援</p> <p>◎いじめ防止</p> <p>◎不登校の子どもへの支援</p> <p>◎高校中退の予防、高校中退後の支援</p> <p>○潜在的に支援が必要な子ども・若者や家庭の早期把握、プッシュ型・アウトリーチ型支援の推進</p> <p>○地域における包括的な支援体制の構築・強化(要保護児童対策地域協議会と子ども・若者総合相談センター等の連携、相談支援の強化)</p>

# 「松山市子ども計画」施策体系(案)

基本方針	4 若者が自ら希望するライフプランの実現を後押しする
推進施策	4-1 心身の健康向上
	4-2 出会い、結婚支援
	4-3 就労、ライフプランニング支援
子ども大綱 記載事項	<p>★若い世代が様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。</p> <p>★多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。</p> <p>◎プレコンセプションケアの取組の推進</p> <p>◎成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育</p> <p>◎就労支援、雇用と経済的基盤の安定</p> <p>◎結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援</p>

基本方針	5 安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する
推進施策	5-1 子育て世帯への経済的負担軽減
	5-2 ひとり親家庭の自立促進
	5-3 関係機関と連携した相談体制の構築
子ども大綱 記載事項	<p>★多子やひとり親世帯に配慮しつつ、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるように取り組む。</p> <p>★ひとり親家庭など貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進めることにより、貧困の解消・貧困の連鎖の防止に取り組む。</p> <p>★関係機関や団体が密接にネットワークを形成し協働しながら、一体となって、子ども・若者や子育て当事者を支える。</p> <p>◎悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実</p> <p>◎子育てや教育に関する経済的負担の軽減</p> <p>◎地域子育て支援、家庭教育支援</p> <p>◎子育てにやさしい住まいの拡充のための住宅支援の強化</p> <p>◎ひとり親家庭への支援</p>